

秋の安全なまちづくり 県民運動

運動期間 平成27年

10月11日日~10月20日火

【年間取組事項】

住宅を対象とした 侵入盗の防止



特殊詐欺の 被害防止



自動車盗の 防止



子どもと女性の 犯罪被害防止



暴力追放 運動の推進

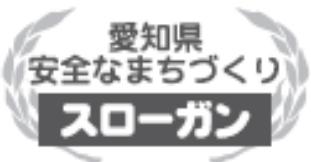


秋の安全なまちづくり

運動期間 平成27年

10月11日(日)~10月20日(火)

県民運動



犯罪に
あわない

犯罪を
起こさせない

犯罪を
見逃さない

年間取組事項

住宅を対象とした侵入盗の防止

- 短時間の外出・在宅中・就寝中を問わず、窓やドアのカギをかけましょう。
- 窓やドアはツーロックにし、窓には補助錠を取り付けましょう。
- センサーライトや防犯カメラ等の防犯設備を活用しましょう。
- 不審者を寄せ付けないよう、地域ぐるみで「あいさつ・声かけ運動」を広げましょう。



特殊詐欺の被害防止

- 言葉巧みな犯人と会話しないですむように、在宅時でも留守番電話に設定しておきましょう。（犯人は声の録音を嫌がり、電話をきります。）
- お金の要求には、「すぐに振り込まない」「1人で振り込まない」「呼び出しに応じない」「知らない人に手渡さない」「郵送しない」を徹底しましょう。
- 落ち着いて話の要点をメモし、電話をきった後は家族や警察などに相談しましょう。
- 電話の近くに連絡表（相談する家族や警察署電話番号）を貼っておきましょう。



自動車盗の防止

- 車両から離れるときは、短時間であっても「キーを抜く」「ドアロック」を徹底しましょう。
- 照明や防犯カメラなど防犯対策がとられた駐車場を選びましょう。
- 車両にはイモビライザーや警報機、ハンドル固定装置・タイヤロック等の盗難防止装置を取り付けましょう。複数を組み合わせると効果的です。



子どもと女性の犯罪被害防止

- 子どもを1人で遊ばせないようにしましょう。
- なるべく人通りが多い明るい道を通りましょう。
- 防犯ブザーや笛(ホイッスル)を携帯し、常に使える状態にしておきましょう。
- 女性の1人暮らしを悟られないようにしましょう。
- スマートフォン等を操作しながら歩くと、注意が散漫になるのでやめましょう。



暴力追放運動の推進

暴力団追放「三ない運動」+1（プラスワン）

暴力団を
利用し

ない

暴力団を
恐れ

ない

暴力団に
金を出さ

ない

暴力団と
交際し

+1

ない